

# テレワーク環境整備事業 公募型プロポーザル実施要項

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

## 1 目的

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言を受け、市として各種対策を講じてきた中で、在宅勤務等のテレワーク環境の整備は、喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、グループウェアの機能強化を含むテレワークツールの導入により在宅勤務等がより効果的に行える環境を構築するため、本事業を実施する。

## 2 業務概要

件名	テレワーク環境整備事業
履行期間	契約締結日から令和2年9月30日
業務内容	別紙業務仕様書のとおり
支払方法	構築業務：業務完了後一括払
部分払	部分払は行わない
前金払	前金払は行わない
業務上限額	9,888,000円（税込）

## 3 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 2019・2020年度名護市物品・役務等入札参加登録業者名簿にに登録されている者であること。
- (2) この公告の日の前日から起算して過去3年間に名護市もしくは北部広域市町村事務組合の通信ネットワークやサーバ構築を行った実績がある者
- (3) この公告の日の前日から起算して過去3年間にグループウェア導入、テレワークツール導入を行った実績がある者
- (4) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 応募書類の提出時点において、名護市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する、暴力団員やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその構成員及びその統制下でないこと。

#### 4 スケジュール（予定）

	手 順	期 限 等
①	案件公表	令和2年7月6日（月）
②	資料配布	公告後
③	参加意思表明の締切	令和2年7月13日（月）17時まで
④	質問の受付期間	令和2年7月6日（月）から7月14日（火）12時まで
⑤	質問書の回答	令和2年7月15日（水）
⑦	提案書等の締切	令和2年7月17日（金）17時まで
⑧	プレゼンテーション	令和2年7月21日（火）
⑨	結果通知	令和2年7月下旬（予定）
⑩	契約締結	令和2年7月下旬（予定）

※日程は、本要項作成時のものであり、諸般の事情により変更することがある。

#### 5 配布資料

配布資料は次のとおりとする。

- (1) テレワーク環境整備事業 プロポーザル実施要項
- (2) テレワーク環境整備事業仕様書
- (3) (様式4) プロポーザル参加意思表明書兼誓約書
- (4) (様式6) プロポーザル質問書
- (5) (様式8) プロポーザル送付書
- (6) (様式9) 見積書
- (7) (様式10) プロポーザル会社概要
- (8) (様式11) プロポーザル業務運営体制
- (9) (様式12) 過去3年間の類似事業受託実績書

#### 6 提出書類及び提出期間等

項番	項目	作成要領
①	提出書類	提案書他、実施要項で定めた書類
②	用紙の大きさ	A4判。ただし、図面等A4判に収まらない場合、A3判も可。 左方ホッチキス2か所留め
③	提案書の枚数	制限なし。ただし、片面印刷とする。ページ番号を付けること
④	表紙	タイトル、社名（社判）が記されている任意の書式
⑤	提出部数	8部
⑥	提出先	名護市 企画部 情報政策課 情報政策係

⑦	提出方法	持参又は郵送（締切は 4 スケジュール 参照）
⑧	文字のサイズ・色	特に指定なし。ただし、見やすい書式で作成のこと
⑨	記載事項の統一性	（要項7）評価項目についての提案内容の記載は、項目順等、評価項目と整合しやすいよう構成すること

※様式の指定がある場合は、様式に則って作成すること。

(1) 参加意思表示提出

提出書類 （様式4）プロポーザル参加意思表示書兼誓約書

提出期間 4 スケジュール ③参加意思表示の締切 参照

(2) 提案書等提出

提出書類

ア 提案書

イ（様式8）プロポーザル送付書

ウ（様式9）見積書（内訳書を添付すること）

エ（様式10）プロポーザル会社概要

オ（様式11）プロポーザル業務運営体制

カ（様式12）過去3年間の類似事業受託実績書

キ 参考資料（必要に応じて）

提出期間 4 スケジュール ⑦提案書等の締切 参照

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送にて上記提出期間内必着とする。

イ 提出先

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

名護市役所 企画部 情報政策課 情報政策係

TEL：0980-53-1212（内線253） FAX：0980-53-6210

7 プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質問の受付期間

4 スケジュール ④質問の受付期間 参照

(2) 質問書の提出と回答

本案件のプロポーザルの内容及び契約内容等に関して不明な点がある場合は、『質問書』に記載し、下記のお問合せ先にFAXもしくはメールにてお問い合わせください。回答日までに全ての参加者に質問内容と回答を送付いたします。また、質問期間を過ぎた質問書は受付いたしません。

なお、電子メールによる提出の場合の件名は、次のとおり。

件名：テレワーク環境整備事業プロポーザルの件について（会社名）

(3) 提出先

名護市役所 企画部 情報政策課 情報政策係  
TEL : 0980-53-1212 (内線 253) FAX : 0980-53-6210  
MAIL : jouhouseisaku@city.nago.lg.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、参加資格を有する全ての者に対し、ファックス又は電子メールで送付する。

8 プレゼンテーション

以下の日程で、プレゼンテーションを実施する。ただし、日時、場所の詳細については、応募件数等を考慮し、後日参加者へ連絡する。

(1) 日 時

4 スケジュール ⑧プレゼンテーション 参照

(2) 場 所

名護市役所内 予定

(3) 提案時間

プレゼンテーションは、1者当たり40分(5分準備、20分説明やデモ等、15分質疑応答)以内とする。

(4) 機材等

基本的なプレゼンテーション機材(プロジェクター、スクリーン)は、市で準備するが、パソコンは各自で準備するものとする。

(5) その他

プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を逸脱しないものとする。

9 審査

- (1) 「テレワーク環境整備事業プロポーザル選定委員会」において、提出された書類(企画提案書等)及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優先候補者を選定する。
- (2) (6)に定める評価基準の項目ごとに採点を行い、委員が採点した点数の平均点(小数第2位を四捨五入)をもって得点とする。
- (3) 満点は、100点とし、最低基準点を60点とする。
- (6) 最低基準点を超えたもののうちから、最も得点の高い者を最優先候補者とする。
- (7) 上記(3)において、同点により最優先候補者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、最優先候補者を選定する。
- (8) 評価基準は次のとおりとする。

	評価項目	内容(評価の視点)	配点
1	業務実績について	提案分野における実績	5
2	実施体制について	業務内容に見合った体制となっているか(人員体制・工程等)	5

3	提案内容について	パッケージの機能は十分か、操作は容易であるか、業務改善に繋がる提案があるか	25
		セキュリティ対策に関する基本方針及び具体的方策について	25
		システム導入に当たっての研修は適切か	10
		システム本稼働後の運用及び保守に関する基本方針及び具体的方策について	15
4	プレゼンテーション	業務内容の理解度、コミュニケーション力	5
5	提案金額について	価格提案書	10
合 計			100

#### 10 審査結果の通知等

- (1) 全提案者に対し、書面又は電子メールにより審査結果を通知する。
- (2) 審査結果についての異議は受け付けない。

#### 11 失格要件

- (1) 提出期限を過ぎてプロポーザル提出書類を提出した場合
- (2) プロポーザル提出書類に記載すべき書類の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 提案価格の金額が業務上限額を超えている場合
- (5) 審査結果に影響を与える工作を行った場合
- (6) 本プロポーザル担当職員等に対して、直接又は間接的にかかわらず不正な当該プロポーザルの援助を求めた場合

#### 12 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出、差替は、一切認めない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、すべて参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出されたプロポーザル関係書類は、名護市情報公開条例上非公開の取扱いになるものを除き、公開の対象となるので留意すること。

#### 13 契約の締結等

- (1) プロポーザル終了後、最優先候補者との協議が整い次第、速やかに契約締結の手続を行う。
- (4) 最優先候補者が契約を辞退した場合、若しくは参加資格要件を満たさなくなった場合又は失

格とされた場合は、最低基準点を満たしている次点候補者と契約締結の協議を行う。

(5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優先候補者とする。

#### 14 プロポーザル担当部署

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

名護市役所 企画部 情報政策課 情報政策係 担当：安永・石川

T E L : 0980-53-1212 (内線253) FAX0980-53-6210

MAIL : jouhouseisaku@city.nago.lg.jp